



島根県報

平成29年3月24日（金）
号外第24号
（毎週火・金曜日発行）
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則	（環境生活総務課）	3
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則	（薬事衛生課）	3
島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則	（産業振興課）	4
島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	（審査指導課）	4

【訓 令】

島根県職員服務規程の一部改正	（人 事 課）	4
職員の勤務時間に関する規程の一部改正	（ " ）	8

【教委規則】

労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	（教育庁総務課）	8
-------------------------	----------	---

【公安規則】

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	8
--------------------------------	-----------	---

公布された条例等のあらまし**◇特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則（規則第7号）**

1 規則の概要

- (1) 知事が住民基本台帳法の規定により地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報の提供を受ける場合又は同法の規定により都道府県知事保存本人確認情報を利用する場合は、特定非営利活動法人の設立に係る申請書には、当該特定非営利活動法人の役員の住民票の写しを添付することを要しないものとする。 (第2条・第15条関係)
- (2) 役員報酬規程等の提出に係る改正 (第21条関係)
 - ア 書類の提出期限を定めることとした。
 - イ 既に知事に提出されている書類の内容に変更がないときは、その書類の提出を省略することができることとした。
- (3) 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行に伴う様式の整理
- (4) その他様式の整備

2 施行期日

平成29年4月1日から施行することとした。

◇食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第8号）

1 規則の概要

- (1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う規定の整備 (第13条関係)
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成29年4月1日から施行することとした。

◇島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第9号）

1 規則の概要

- (1) コンピュータグラフィックス製作用マシン(A)、コンピュータグラフィックス製作用マシン(B)、コンピュータグラフィックス製作用マシン(C)及びコンピュータグラフィックス合成・編集用マシンに係る使用料の廃止 (別表第1関係)
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成29年4月1日から施行することとした。

◇島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第10号）

1 規則の概要

証紙による収入の方法により徴収する使用料等に島根県立高等看護学院条例に基づく証明書交付手数料を追加することとした。(別表第1関係)

2 施行期日

平成29年4月1日から施行することとした。

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第7号

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行細則（平成10年島根県規則第95号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 4 知事が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の11第1項の規定により地方公共団体情報システム機構から条例第2条第2項第1号に規定する役員に係る機構保存本人確認情報の提供を受ける場合又は同法第30条の15第1項の規定により条例第2条第2項第1号に規定する役員に係る都道府県知事保存本人確認情報を利用する場合は、法第10条第1項の申請書には、条例第2条第2項第1号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。

第15条第2項中「及び第3項」を「から第4項まで」に改める。

第21条中「提出は、」の次に「毎事業年度初めの3月以内に」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、既に知事に提出されている法第54条第2項第2号に掲げる書類の内容に変更がないときは、その書類の提出を省略することができる。

様式第3号、様式第5号、様式第5号の2及び様式第12号裏面中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

様式第13号中「仮認定」を「特例認定」に、「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「□仮認定」を「□特例認定」に改め、同様式備考2中「仮認定」を「特例認定」に改める。

「1 寄附者名簿

2 法第45条第1項第1号に掲げる基準のいずれかに適合する旨を説明する書類

様式第14号中 3 法第45条第1項第2号から第9号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類 を

4 法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

5 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

「1 法第45条第1項第1号に掲げる基準のいずれかに適合する旨を説明する書類

2 法第45条第1項第2号から第9号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類

に改め、同様式備考2中「3、

3 法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

4 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

4及び5」を「2、3及び4」に改める。

様式第15号及び様式第16号中「仮認定」を「特例認定」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定非営利活動促進法施行細則の規定により提出されている申請書又は届出書は、この規則による改正後の特定非営利活動促進法施行細則の規定により提出された申請書又は届出書とみなす。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 24 日

島根県規則第 8 号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成 3 年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 9 条第 2 項」を「第27条第 2 項」に改める。

第12条中「第14条」を「第32条」に改める。

第13条中「食鳥処理場（前条の届出書にあっては、当該食肉販売業者の事務所）の所在地」を「施設若しくは事務所の所在地又は講習会の実施地」に改める。

様式第 8 号中「第 9 条第 2 項」を「第27条第 2 項」に改める。

様式第13号中「第14条」を「第32条」に改める。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第 9 号

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則（平成13年島根県規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第14条第 1 項の表中「第17条第 4 項」を「第19条第 4 項」に改める。

別表第 1 の 3 の表コンピュータグラフィックス製作用マシン(A)の項からコンピュータグラフィックス合成・編集用マシンの項までを削る。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第10号

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

島根県収入証紙条例施行規則（昭和39年島根県規則第58号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項第 6 号中「入学試験料」の次に「及び証明書交付手数料」を加える。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

訓**令****島根県訓令第 1 号**

本 庁
地方機関

島根県職員服務規程（昭和46年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

様式第15号を次のように改める。

様式第15号 (第41条関係)

火 気 点 検 簿

年月日	年 月 日 ()	最 終				
点検時刻	時 分	退庁者	㊟			
点 検 事 項	火器等 (ストーブ)	※設置するストーブごとに点火・消火時間と処置した者の氏名を記載すること。				
	設置箇所	点火時間	点火者	消火時間	消火者	所属長
						火元取締責任者
	その他の火器等	個数	処置時間	処 置		
電気ポット						
コーヒーマーカー						
備 考						

※窓の施錠、消灯等も確認すること。 ※コンセント、ガスホース等を確実に抜くこと。

年月日	年 月 日 ()	最 終				
点検時刻	時 分	退庁者	㊟			
点 検 事 項	火器等 (ストーブ)	※設置するストーブごとに点火・消火時間と処置した者の氏名を記載すること。				
	設置箇所	点火時間	点火者	消火時間	消火者	所属長
						火元取締責任者
	その他の火器等	個数	処置時間	処 置		
電気ポット						
コーヒーマーカー						
備 考						

※窓の施錠、消灯等も確認すること。 ※コンセント、ガスホース等を確実に抜くこと。

年月日	年 月 日 ()	最 終				
点検時刻	時 分	退庁者	㊟			
点 検 事 項	火器等 (ストーブ)	※設置するストーブごとに点火・消火時間と処置した者の氏名を記載すること。				
	設置箇所	点火時間	点火者	消火時間	消火者	所属長

項	その他の火器等	個数	処置時間	処 置	火元取締責任者
	電気ポット				
	コーヒーメーカー				
備 考					

※窓の施錠、消灯等も確認すること。 ※コンセント、ガスホース等を確実に抜くこと。

附 則

この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

島根県訓令第 2 号

本 庁
地方機関

職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 1 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事由がある場合における職員の勤務時間については、別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 24 日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

島根県教育委員会規則第 5 号

労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

労務職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項を削り、附則第 5 項を附則第 4 項とする。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 24 日

島根県公安委員会委員長 堀 江 正 俊

島根県公安委員会規則第 6 号

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則（昭和36年島根県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

本則第 2 項の表を次のように改める。

本部署別	警 察 官						警察官 以外の 職 員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡 査 部 長	巡 査	計		
警察本部	48	82	144	99	142	515	220	735
警察署	22	70	231	310	364	997	103	1,100

計	70	152	375	409	506	1,512	323	1,835
---	----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。